

三重看護学誌投稿規定

MNJ 編集部

1. 本誌の名称および目的

本誌は、三重大学大学院医学系研究科看護学専攻が発行するもので、名称を三重看護学誌（Mie Nursing Journal: MNJ）とする。MNJ は、看護学に携わる研究者、教育者、実践家等が、日々の研究・教育・実践活動上の課題や対策等について科学的根拠をもって広く一般に周知するとともに、独自性の強い研究成果を世に問うことを目的とする。そのため、幅広い看護学分野における論文を掲載し、原則として年 1 回発行する。

2. 投稿資格

原則として、筆頭著者または共著者に、以下の項目に該当する者が含まれているものとする。ただし、委員会で承認された場合には、この限りではない。

- 1) 三重大学大学院医学系研究科教職員
- 2) 三重大学医学部附属病院の職員
- 3) 大学院医学系研究科看護学専攻の在籍者または修了者等

3. 投稿原稿の種類

原稿は 7 種類であり、それらの基準は以下のとおりとする。枚数は、表紙、要旨、文献リスト、図表、図表キャプションを除くものとする。

- 1) 原著論文（12 頁以内・19200 文字以内）
独創的な内容あるいは新しい事実に基づき得られた知見と実践への示唆について、論理的かつ学術的に述べられている研究論文
- 2) 総説（12 頁以内・19200 文字以内）
ある主題に関連した研究の総括であり、多面的な知見の集約と文献等のレビューにより、当該テーマについての学問的状況の概説と考察を行ったもの
- 3) 研究報告（9 頁以内）
独創的な内容あるいは新しい事実を含み、得られた知見が論理的に述べられている研究論文
- 4) 資料（9 頁以内）
実践または教育の発展に向けて、論理的に科学的根拠を示した研究論文
- 5) 解説
ある主題について総合的理解を計るための平易な解説、ならびに研究技術の普及を進めるための教育的解説
- 6) 書評
学術図書や実務に関する図書の論評
- 7) その他
委員会報告、MNJ 編集部からの依頼原稿（特別論文、巻頭言など）

4. 倫理的配慮

研究の着手、計画、実施、成果公開のすべての過程において倫理的な配慮がなされた論文を投稿する。ヒトおよび動物が対象である研究は、研究倫理審査委員会等の承認を経て、その旨を論文中に明記する。

5. 利益相反

全ての著者は、発表内容に関係する企業・組織・団体との利益相反状態について、「謝辞」欄の後に記述する。利益相反に相当しない場合は、「本研究における利益相反は存在しない」と明記する。

6. 執筆要領

原稿の作成は、別に定める執筆要領に従うものとする。

7. 投稿手続き

- 1) 受付期間：受付期間は、当該年度の初めに MNJ 編集部が決定し、本学ウェブサイト（<https://www.medic.mie-u.ac.jp/mnj/>）に掲載する。



2) 投稿方法

(1) 投稿予定者は 本学ウェブサイトに掲載された期日までに MNJ 編集部のアドレス (mnj-nurse@med.mie-u.ac.jp) に送信する。メールタイトルは、「投稿申し込み」とする。

(2) 提出する内容

「投稿原稿（正本 1, 副本 1）」「投稿申込書」「投稿チェックリスト」

※「投稿申込書」および「投稿チェックリスト」は、本学ウェブサイトよりダウンロードする。副本は投稿者氏名・所属・謝辞等の投稿者が特定されるような固有名詞（表紙，利益相反，謝辞等に留意）を記載しないものとし，編集可能な文書ファイルで作成する。

※※投稿原稿のファイル名は，「責任著者氏名_正_タイトル（略称）」「責任著者氏名_副_タイトル（略称）」とする。

8. 原稿の受付および採否

1) 上記 7 の手続きを経た原稿の到着日を受付日とする。

2) 原稿の採否は査読を経て，委員会が決定する。MNJ 編集部の依頼した者が査読を担う。

3) 査読により論文内容の追加・修正を求められた投稿者は，指定期間内に再提出する。期間内に再提出がない場合，投稿を取り下げたものとして扱われる。

4) 掲載論文の種類については，著者および査読者の意見を尊重し，MNJ 編集部が最終的に決定する。

9. 校正

論文受付後の著者校正は原則 1 回とし，校正の際の加筆を認めない。

10. 著作権

掲載論文に関する著作権は，三重大学大学院医学系研究科看護学専攻に帰属する。

掲載論文は電子化され，論文は三重大学学術機関学部リポジトリ

(<https://mie-u.repo.nii.ac.jp/>) に掲載される。



附 則

この規定の改訂は，令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規定の改訂は，令和 3 年 9 月 15 日より施行する。

この規定の改訂は，令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

この規定の改訂は，令和 5 年 6 月 19 日より施行する。

この規定の改訂は，令和 6 年 5 月 17 日より施行する。

この規定の改訂は，令和 7 年 5 月 23 日より施行する。